

公職選挙法が改正され、政治家の寄付は

罰則をもって禁止されました

金のかからない政治・選挙のために寄付禁止のルールを守りましょう。

祭りの寄付



葬式の花輪や香典



※1、2、4および5によって処罰されますと公民権停止の対象となります。

第一百六回国会で、「公職選挙法」の一部が改正され、十二月十九日に公布されました。今回の改正の大きなポイントは、金のかからない政治の実現と選挙の公正の確保に資するため、寄付の禁止規定などが強化されたことです。
この改正は、平成二年二月一日から実施されます。

1 政治家（候補者、候補者となる者）は、寄付をすると処罰されます。

政治家が選挙区内にある者に対して寄付すること（政党や親族に対するものおよび政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。）は、いかなる名義をもつてするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴での祝儀。
②政治家本人が自ら出席する葬式

や通夜での香典。

①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は处罚されます。なお、政治家以外の人がある政治家名義の寄付をすることも罰則をもつて禁止されます。

※政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食事料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

3 政治家は、年賀状などのあいさつ状を出すことが禁じられます。

政治家は、選挙区内にある者に對し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などを

止されます。

4 政治家や後援会が、有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（いわゆる名刺広告など）を出すと処罰されます。

5 後援会が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

後援団体（いわゆる後援会）が、花輪、供花、香典、祝儀そのほかこれらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行

事や事業に関する寄付以外の寄付をすると、その時期のいかんを問わず、処罰されます。

2 有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄付を求めると処罰されます。

政治家に対し、寄付を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をする

と処罰されます。

政治家名義の寄付を求めることがも禁止され、威迫して求めると処罰されます。